

インフォメーション

平成 30 年 11 月 1 日
税理士松丸会計事務所

* 経営者、資産家のための税務・会計・経営・金融ミニ情報！

TEL 04-7141-5039

消費税の軽減税率制度について 2019 年 10 月～

30 年 10 月 15 日に、翌年 10 月から消費税率が 10%に引き上げられると表明されました。それと同時に導入される消費税の軽減税率制度が世間を賑わしておりますが、今回はその「軽減税率」が事業者に与える影響について確認したいと思います。

【消費税の軽減税率の対象となる品目】

- ①食品表示法に規定する食品(酒類を除く)
- ②定期購読契約が締結された週 2 回以上発行される新聞

ただし、外食等は食品から除外されます。以下の国税庁のイメージ図を参考にしてください。



<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/pdf/05.pdf>

【区分記載請求書等保存方式】

軽減税率制度が実施される 2019 年 10 月からは「**区分記載請求書等保存方式**」が導入されます。区分記載請求書等には請求書、領収書、納品書、レシートなどが該当します。

(1) 区分記載請求書等の記載事項(既存の請求書等に追加して記載する項目)

- ①軽減税率の対象品目である旨(「※」印等をつけることにより明記)
- ②税率ごとに区分して合計した対価の額(税込)

(2) 区分記載請求書等の保存

「区分記載請求書」及び「帳簿」の保存が仕入税額控除(納付税額から仕入先に支払った消費税を差引く)の要件となります。

そのため、軽減税率の対象となる売上げがある事業者は区分記載請求書等を交付する必要があります。また、その他の事業者も交付された区分記載請求書等をもとに取引を税率ごとに区分して経理する必要があります。

【補助金制度】

複数税率に対応できるレジを新しく導入若しくは既存のレジを改修する中小企業・小規模事業者等が**一定の要件を満たす場合は「補助金」を受給することが出来ます。**

- ①期限…2019 年 9 月 30 日までに導入または改修等が完了したもの。
- ②補助率…基本的には**支払金額の 2/3 に相当する金額が補助**されます。
- ③上限額…**レジ 1 台につき 20 万円が上限**となります。

複数台数を申請する場合は 1 事業者当たり 200 万円が上限となります。

このように軽減税率制度は多くの事業者に影響を与えます。どのような事前準備が必要かを確認し、請求書・領収書等の保存には今まで以上に注意をしましょう。